## (株) ビッグモーター店舗前の街路樹被害に対する 復旧工事等に係る費用請求について

10月27日に、(株) ビッグモーターに対して費用負担命令を実施しました。 なお、費用負担命令の内容は、下記のとおりです。

- 1 費用負担命令の実施について (株)ビッグモーター小倉西港店及び小倉南店前植樹帯の復旧工事費用等について、費用負担命令を実施しました。
- 2 根拠法令道路法第58条第1項
- 3 請求額 10,891,000円
- 4 納入期限令和5年11月8日
- 5 その他 復旧工事に関しては今後、本市において実施する予定です。

## 【問合せ先】

- ○請求手続きに関すること建設局管理課田村(課長)、大村(係長)TEL 093-582-2271
- ○工事全般及び費用に関すること 建設局みどり・公園整備課 茂田(課長)、大貝(係長) TEL 093-582-2460
- ○被害状況に関すること建設局道路維持課田村(課長)、久保山(係長)TEL 093-582-2274